



佐賀県公報

平成16年
4月5日
(月曜日)
第12438号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

公 告

- 佐賀県公共ネットワーク機器整備工事に係る条件付一般競争入札
- | | | |
|---|----------------------|---------|
| 一 | 情報・業務改革課 | (情報) |
| 二 | 兵庫南部地区土地改良事業換地計画 | (農地整備課) |
| 三 | 七山村宮馬川地区土地改良事業計画変更同意 | (" |
| 四 | 建築基準法に基づき道路の位置の指定 | (建築住宅課) |
- 内水面漁場管理委員会事項
- 平成十六年度における第五種共同漁業権に係る増殖目標量
- (公告) 四

○ 公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成16年4月5日

収支等命令者

佐賀県知事 古 川 康

1 工事の概要

- (1) 工事名 佐賀県公共ネットワーク機器整備工事
- (2) 工事場所 佐賀県庁舎、佐賀県現地機関(東京事務所及び大阪事務所舎
む。)、県立学校校舎、市町村庁舎、消防本部庁舎、佐賀県警察本部庁舎、各警察署(その他の警察庁舎舎む。)及び県立社会教育施設

(3) 工事内容 佐賀県公共ネットワーク整備のための伝送機器等の据付け及び調整

(4) 工 期 平成17年2月18日まで

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)とします。

(1) 共同企業体の構成

ア 共同企業体の構成員数は2者であること。

イ すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。

ウ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 構成員のうち少なくとも1者は佐賀県内に本社又は常時契約を締結することができる支店若しくは営業所を有していること。

(2) すべての構成員の資格要件

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により、電気通信工事に係る平成15年度及び16年度における入札参加資格のAの認定を受けていること。

ウ 九州7県内に本社又は常時契約を締結することができる支店若しくは営業所を有すること。

エ 本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。

オ 本工事の入札参加申請書提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

<p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者となります。</p> <p>キ 上記1の(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>(3) 代表者の資格要件</p> <p>ア 出資比率が構成員中最大であること。</p> <p>イ 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として平成6年4月1日から平成16年3月31日までに完成した次の要件をすべて満たす同種工事の施工実績を有すること。</p> <p>(ア) 光ファイバケーブルを伝送路として使用する電気通信機器設置工事であること。</p> <p>(イ) 異なる複数の施設を接続する工事で、1 G b p s の接続帯域を含むこと。</p> <p>(ウ) 伝送路工事を除く1件の請負金額が1億円以上であること。</p> <p>ク 監理技術者資格者証を有し、かつ、イの工事において監理技術者として携わった者を当該工事の監理技術者として専任で配置できること。</p> <p>(4) 代表者以外の構成員の資格要件</p> <p>ア 代表者の資格要件を満たす者と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10項に規定する同族会社でないこと。</p> <p>イ 代表者の資格要件を満たす者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。</p> <p>ウ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。</p> <p>(5) 共同企業体の存続期間</p> <p>ア 県工事の相手方となった者</p> <p>当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで</p> <p>イ 県工事の相手方とならなかった者</p>	<p>当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 入札説明書の交付期間及び場所</p> <p>ア 交付期間 平成16年4月5日(月)から4月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで</p> <p>イ 交付場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課(佐賀市内一丁目1番59号 新行政棟5階)</p> <p>(2) 入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成16年4月9日(金)から4月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで</p> <p>イ 受付場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課(佐賀市内一丁目1番59号 新行政棟5階)</p> <p>ウ 提出方法 持参してください。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時、場所及び入札方法</p> <p>ア 日時 平成16年5月25日(火)10時</p> <p>イ 場所 佐賀県職員互助会館(佐賀市内一丁目6番5号)</p> <p>場所については、変更になる場合があります。</p> <p>ウ 入札方法 持参してください。</p> <p>4 入札参加資格要件該当者の閲覧</p> <p>2の(2)のア、イ及びウの要件を満たす建設業者については、名簿を作成し閲覧に供するものとします。</p> <p>なお、閲覧期間及び閲覧場所は、次のとおりです。</p> <p>(1) 閲覧期間 平成16年4月5日(月)から4月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで</p> <p>(2) 閲覧場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課(佐賀市内一丁目1番59号 新行政棟5階)</p> <p>5 入札参加資格の確認</p>
--	---

<p>入札参加資格確認申請書の審査結果を基に、入札参加資格を確認します。本工事の入札に参加できるのは、資格があると認められた者に限りです。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除します。</p> <p>イ 契約保証金 納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。</p> <p>なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のない者</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者</p> <p>(3) 入札の中止</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。</p> <p>ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。</p>	<p>イ 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなつたとき。</p> <p>ウ 工事の廃止又は変更その他必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。</p> <p>(5) 担当本部課 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟5階 佐賀県統括本部情報・業務改革課 電話 0952(25)7390</p> <p>(6) 入札の詳細は、入札説明書によります。</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(干拓地等農地整備)兵庫南部地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年4月5日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(干拓地等農地整備)兵庫南部地区の換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年4月6日から平成16年5月7日まで</p> <p>3 縦覧の場所 佐賀市役所</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3</p>
---	--

月26日七山村営土地改良事業（里地棚田保全整備 農道整備）馬川地区の計画
変更に同意した。

平成16年4月5日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路
の位置を次のとおり指定した。

平成16年4月5日

佐賀県知事 古川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
25	武雄市朝日町大字甘久字森崎2538番2 及び2416番2	平成 16.3.23	4.57～6.53	94.40

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供す
る。

○ 内水面漁場管理委員会事項

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定により、平成16年度に
おける第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

平成16年4月5日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 内 川 和 美

第5種共同漁業権に係る平成16年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種名	義務放流数量	寸法	産卵場造成	禁漁期間及び禁漁区域 (漁業調整規則及び行使規則で定めているものを除く。)
内共第1号	川上川	ヤマメ	45kg	全長10~15cm	—	
		アユ	40〃	〃 5~10〃	—	
		コイ	15〃	〃 12〃	—	
		オイカワ・カワムツ	20〃	〃 6~14〃	—	
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	150kg	全長15~25cm	1区域	
		コイ	100〃	〃 20~50〃	—	
		オイカワ・カワムツ	10〃	〃 10~15〃	1区域	
内共第3号	玉島川	ヤマメ	190kg	全長 7~16cm	—	
		アユ(成魚)	450〃	〃 17~18〃	1区域	
		〃(稚魚)	120〃	〃 10〃	—	
		コイ	300〃	〃 20〃	—	
		オイカワ・カワムツ	10〃	〃 3〃	—	
		ウナギ	60〃	〃 30〃	—	
		シロウオ	—	—	—	
		モクズガニ	510kg	甲幅 4~5cm	—	
内共第4号	巖木町	ヤマメ	16kg	全長 5~10cm	—	
		アユ(成魚)	120〃	〃 15~20〃	—	
		〃(稚魚)	45〃	〃 10~15〃	—	
		コイ	20〃	〃 10~15〃	—	
		モクズガニ	60〃	甲幅 5〃	—	
		ウナギ	50〃	重量 200g	—	
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 15cm	—	
		アユ	10〃	〃 5~10〃	—	
		コイ	20〃	〃 30〃	—	
		フナ	30〃	〃 20〃	—	
		オイカワ・カワムツ	5〃	〃 10~15〃	—	
		モクズガニ	20〃	甲幅 3~5〃	—	
内共第6号	大川町	コイ	90kg	全長 15cm	—	4月1日から5月31日まで(ウグイ) ・小崎頭首工から下流25mまでの区域 5月1日から5月31日まで(オイカワ・カワムツ) ・小崎頭首工から下流25mまでの区域
		ウグイ	8万粒	—	14区域	
		モクズガニ	15kg	甲幅 2.5〃	—	
		アユ	10〃	全長 10〃	—	
		オイカワ・カワムツ	2〃	〃 3〃	3区域	
内共第7号	有浦川	アユ	10kg	全長 5~10cm	1区域	
		ウナギ	10〃	〃 20~25〃	—	
		シロウオ	—	—	1区域	
		モクズガニ	50〃	甲幅 3.5〃	—	
内共第8号	牟田	コイ	40kg	全長10~15cm	—	
		フナ	200〃	〃 10~15cm	—	
		オイカワ・カワムツ	3〃	〃 5〃	—	
内共第9号	塩田川	アユ	20kg	全長 5~10cm	—	
		コイ	300〃	〃 25~30〃	—	
		フナ	50〃	〃 10~15〃	—	
		ウナギ	10〃	〃 20~45〃	—	
		モクズガニ	10〃	甲幅 3~5〃	—	
		オイカワ・カワムツ	—	—	3区域	
		ヤマメ	5〃	全長 5〃	—	
筑後川 内共第2号	佐賀県筑後川	コイ	200kg	全長 10cm	—	
		フナ	50〃	〃 10〃	—	
		ウナギ	10〃	〃 20〃	—	
		テナガエビ	10〃	〃 3.5〃	—	
		モクズガニ	100〃	甲幅 3.5〃	—	
筑後川 内共第3号	(代表) 南川副	コイ	280kg	全長 13cm	—	
		フナ	100〃	〃 9〃	—	
		ウナギ	330〃	〃 23〃	—	
		テナガエビ	70〃	〃 4〃	—	
		モクズガニ	130〃	甲幅 5〃	—	

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年四月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所
発行定日 毎週月水金曜日
印刷企画(株)